

○環境省告示第三百三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成十五年環境省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年九月二十一日

環境大臣 細野 豪志

本則に次の三号を加える。

十一 廃乳母車（乳母車又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）

十二 廃乳幼児用ベッド（乳幼児用ベッド又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）

十三 廃幼児用補助装置（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の三第三項に規定する幼児用補助装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）